

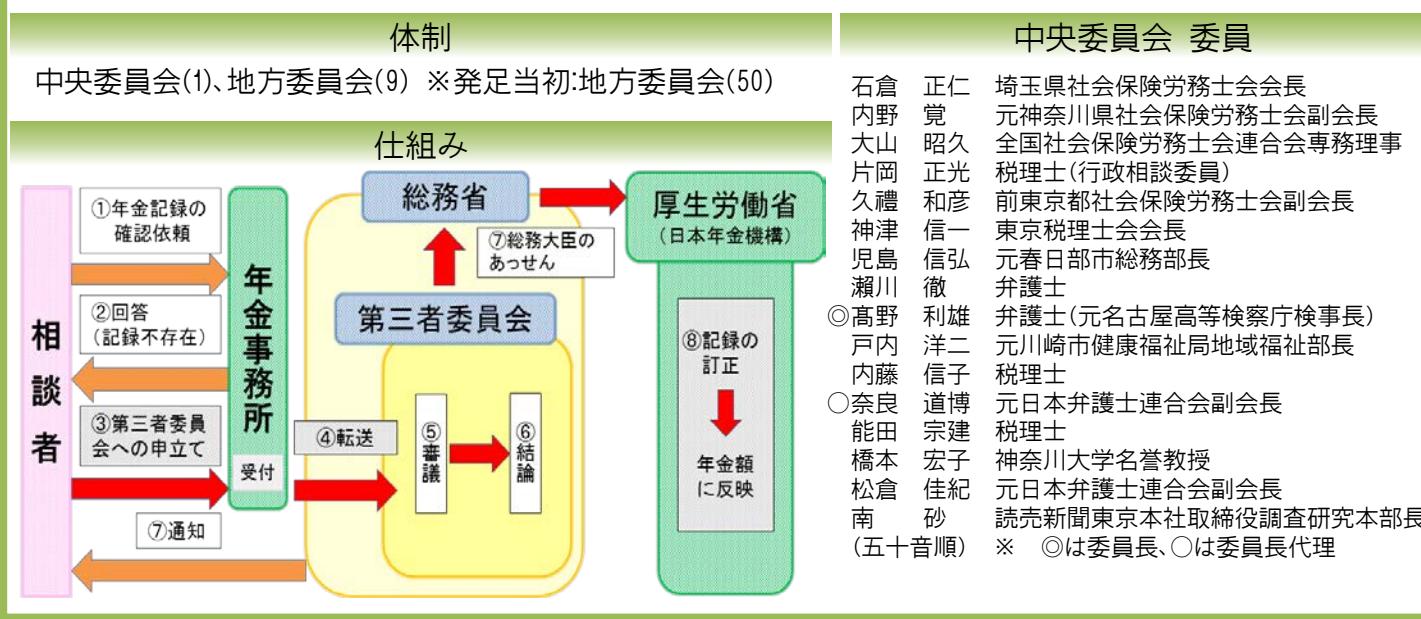
年金記録確認第三者委員会実績報告書(概要)(案)

－信頼回復に向けた8年間の活動－

平成27年5月
総務省年金記録確認中央第三者委員会

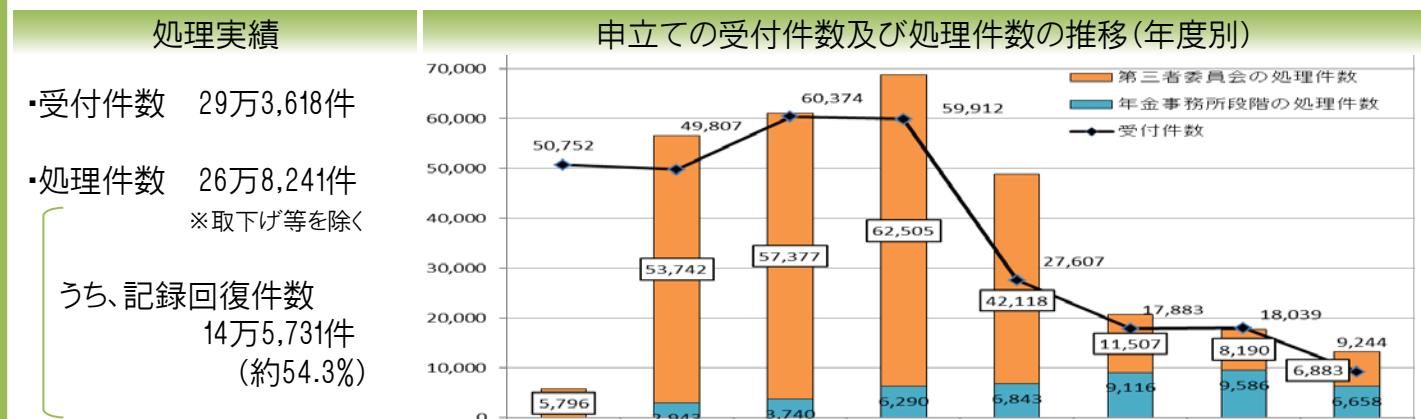
約8年間の活動を総括

- 年金記録確認第三者委員会は、平成19年の年金記録問題の発覚を契機に、総理指示により、緊急・臨時の組織として総務省に設置。
- 第三者委員会は、厚生労働省に新たな年金記録の訂正手続が創設されたことに伴い、業務を終了。
- これを機会に、約8年間の活動状況を総括し、報告。



報告書概要～第三者委員会の意義、新たな訂正手続に対する期待～

- 国民の立場に立ち、個々の事案に真摯に対応。約30万件の申立てを受付、約27万件を処理、そのうち、年金記録が回復された件数は約15万件(約54%)。



- 厚生年金特例法制定、新たな年金記録確認体制の必要性の提言等、年金制度に対する国民の信頼回復に大きく寄与。
- 新たな年金記録の訂正手続に体制・ノウハウ等を引継ぎ、誠実な運用を期待。

主な構成、内容

I 第三者委員会が果たした役割

1 設置当初からこれまでの活動

- ・基本方針策定
- ・年金記録問題の諸課題等への対応
　厚生年金特例法の制定、年金事務所段階における記録回復の推進等

2 年金記録問題における第三者委員会の意義

総務省の苦情のあっせんの仕組みを活用し、審議会が年金記録の訂正に関するあっせん案の決定、厚労大臣は記録訂正。従来の行政運営でも今までにない試み。“第三者的”視点が年金行政に残した足跡は小さいものでなかったと考える。

III 第三者委員会の活動の実績

1 委員会・部会の開催実績

- ・中央委員会：計 332回
- ・地方委員会：計 40,544回

2 受付件数及び処理件数等

- ・受付件数：29万3,618件
- ・第三者委員会処理件数：23万5,743件
- ・日本年金機構処理件数：3万2,498件
- ・記録回復件数：14万5,731件(約54.3%)

3 その他活動実績

- ・受付から処理終了までの期間：100.7日
- ・口頭意見陳述実施件数：7,803件

V 新たな年金記録確認体制の構築

1 21年報告と23年報告

新たな年金記録確認体制の構築を要請

2 年金事業運営改善法の成立

26年6月、関係法律の成立により、新たな年金記録の訂正手続が創設

3 訂正請求手続の施行に向けた体制整備と第三者委員会業務の終了

年金記録の訂正手続創設に伴う動き

4 おわりに～訂正請求手続の誠実・円滑な運用に対する期待

年金制度に対する国民の信頼回復の一翼を担った。誠実な姿勢の引継ぎを切望。

II 第三者委員会の概要

1 経過

- ・第Ⅰ期(設置～平成21年6月)
- ・第Ⅱ期(平成21年7月～23年6月)
- ・第Ⅲ期(平成23年7月～25年6月)
- ・第Ⅳ期(平成25年7月～27年5月)

2 事業処理の仕組み

- ・基本方針、事業処理の流れ、再申立て

3 体制及び予算

[発足時]→[21年ヒーク時]→[26.4]

- | | | | | | |
|----------|-----|---|-------|---|-----|
| ・委員数(人) | 338 | → | 950 | → | 244 |
| ・委員会・部会数 | 54 | → | 235 | → | 57 |
| ・職員数(人) | 459 | → | 2,253 | → | 588 |

IV 処理事案の分析

1 事業内容の分析

- ・事業内訳:国民年金(36.9%)、厚生年金(57.5%)、脱退手当金(5.7%)
- ・申立人属性:男性(57.9%)、女性(42.1%)。60歳代(34.9%)、70歳代(20.5%)の順で割合が高い
- ・あっせん率:国民年金(31.8%)、厚生年金(57.2%)、脱退手当金(19.4%)
- ・申立て類型

2 申立人の主張を裏付ける直接的資料は無いが、第三者委員会の調査審議によってあっせんされた具体例

VI 活動を終えるに当たって(所感)

・高野 中央委員会委員長

「基本方針は、連日連夜議論し、国民に不利益がないよう強い思いで苦心して策定。膨大な事業処理は奇跡。新組織にはDNA継承」

・奈良 中央委員会委員長代理

・中央委員会委員

・各地方委員会委員長

・梶谷 前中央委員会委員長

「就任は私の使命として受け止め。記録訂正是関係者の熱い思いと努力の積み重ねの結晶。正当な権利を回復し、年金制度の信頼回復の役割を果たし幕を閉じることに慶賀」

・衛藤 前中央委員会厚生年金部会長ほか